

財務省告示第十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成十四年十二月二十日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年一月九日

財務大臣臨時代理

国務大臣 平沼 赳夫

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百三

二 発行の根拠 国債整理基金特別会計法（明治

三 法律及びその 三十九年法律第六号）第五条第

三 発行方法 一項 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、価格競争入札におい

て定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「

非競争入札発行」という。）

四 募入決定の

方法 各申込みのうち応募価格の高い

イ 価格競争 各申込みのうち応募価格の高い

入札発行 各申込みのうち応募価格の高い

口 非競争入 各申込みのうち応募価格の高い

五 発行額 各申込みの応募額を案分により

割り当て

る。



十 十  
七 六

払 者 入  
込 札  
期 参  
日 加

平 財 取  
成 務 扱  
十 大 店  
四 臣 並  
年 か び  
十 ら に  
二 通 取  
月 知 扱  
二 を 郵  
十 受 便  
日 け 局  
者